

# 公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和6年8月5日

収支等命令者  
佐賀県立佐賀城本丸歴史館  
統括副館長 白濱 昌子

## 1 競争入札に付する事項

- |              |                           |
|--------------|---------------------------|
| (1) 委託業務名    | 令和6年度『佐賀城本丸クラシックス』制作業務委託  |
| (2) 委託業務の仕様等 | 業務委託仕様書による                |
| (3) 委託期間     | 契約締結の日から令和6年10月31日まで      |
| (4) 納入場所     | 佐賀県立佐賀城本丸歴史館（佐賀市城内2-18-1） |

## 2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

- (1) 佐賀県内に本店・支店又は営業所を有すること。
- (2) 過去2年間に書籍又は電子書籍の製作に関して、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、佐賀県又は他の地方公共団体と契約した実績、あるいは自社で制作・出版した実績があること。
- (3) 当館が行う印刷技術の審査に合格すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を

- もって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 手続等に関する事項

#### (1) 担当課

佐賀県立佐賀城本丸歴史館 企画学芸課企画担当  
〒840-0041 佐賀市城内2-18-1  
電話 0952-41-7550  
メールアドレス rekishikan@pref.saga.lg.jp

#### (2) 入札関係書類の交付方法

関係様式等は佐賀県のホームページからダウンロードしてください。  
印刷技術審査用のデータについては、以下4の説明会の際に配布します。説明会に参加されない場合は、担当課へ直接問い合わせをし、入手してください。

#### (3) スケジュール

- ・公告 令和6年(2024年)8月5日(月)
- ・委託業務の説明会 令和6年(2024年)8月9日(金)
- ・入札参加資格確認申請書等提出期限 令和6年(2024年)8月23日(金)
- ・入札及び開札 令和6年(2024年)9月2日(月)

### 4 委託業務の説明会

本委託業務の業務内容等について、説明会を行います。

- (1) 日時 令和6年8月9日(金) 午後2時(所要時間1時間程度)
- (2) 場所 佐賀県立佐賀城本丸歴史館 1階 会議室

### 5 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に關係資料を添付のうえ、上記の担当課に持参又は郵送してください。

提出した關係資料等について説明を求める場合があります。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

#### (1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書(別記様式1)
- イ 営業概要書(別記様式2)
- ウ 同種業務の履行実績調書(別記様式3)
- エ 別記印刷技術審査要領記載のオリス5点、データ1点

- (2) 提出期限 令和6年(2024年)8月23日(金) 午後5時までに必着

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

- (3) 入札参加資格の確認結果は、令和6年(2024年)8月28日(水)までに通知し

ます。

## 6 入札及び開札

### (1) 日時及び場所

ア 日時 令和6年(2024年)9月2日(月) 午後1時30分

イ 場所 佐賀県立博物館2階 応接室

### (2) 入札方法

入札は、入札者又はその代理人が「入札書」(別記様式4)を持参することにより行います。なお、代理人が入札する場合は、入札時に「委任状」(別記様式5)を提出してください。

### (3) 開札

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行ないます。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

### (4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### (5) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

### (6) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者及びこれに関係する者が共謀結託し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

### (7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

### (8) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

(9) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までにはいつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに別に定める「入札辞退届」(別記様式6)を提出してください。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。

なお、入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項の規定に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができます。

ア 国債又は地方債

額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)

イ 日本政府の保証する債券又は確実に認められる社債

額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額

ウ 銀行又は確実に認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手  
券面金額

エ 銀行又は確実に認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形

券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

オ 銀行又は確実に認められる金融機関に対する定期預金債権  
債権証書に記載された金額

カ 銀行又は確実に認められる金融機関の保証  
その保証する金額

また、次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

キ 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その保険証書を提出する場合

ク 上記2に掲げる要件のすべてを満たす者で、過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき(契約書の写し又は履行を証明する書類を提出してください。)

(2) 契約保証金

契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。

なお、契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記(1)のアからカまでに掲げる価値の担保を供することができます。

また、次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（契約書の写し又は履行を証明する書類を提出してください。）

## 8 その他

### (1) 本業務の内容等に対する質問等

本業務の内容及び入札手続きに関する質問については、質問書（別記様式7）を3（1）の担当課へ提出することにより行うことができます。

#### ア 質問書受付期間

令和6年8月9日（金）から令和6年8月19日（月）午後3時までとする。

#### イ 質問書提出方法

質問内容を記入し、下記の問合せ先に持参又は電子メールにより提出してください。  
（電子メールの場合は電話にて到着の確認を行うこと）

### (2) 委託料の支払い

委託料は、委託業務の完了検査に合格した後に、適法な請求に基づき、委託料を支払います。